

平成27年4月から

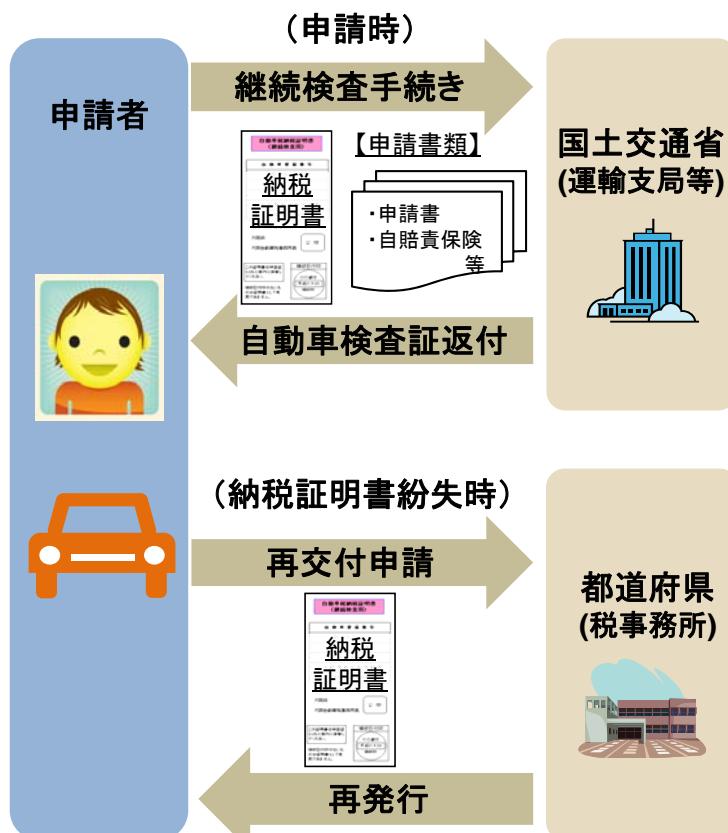
登録自動車については、国の継続検査窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できるようになります！

※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。

※軽自動車、小型二輪自動車については、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。

※一部の府県を除く。

■現在の申請の流れ



■平成27年4月以降の申請の流れ



【ご注意ください】～以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です～

- 軽自動車、小型二輪自動車の継続検査を受検される方

- コンビニ等で自動車税を納付後、直ぐに継続検査を受検される方

※自動車税の納付方法により、当該納付情報が都道府県のシステムに反映されるまで相応の日数（最大4週間程度）がかかる場合があります。自動車税を納付後すぐに継続検査を受検する方は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。詳細は各都道府県にお問い合わせください。

- 以下の府県登録で登録されている方

（年度途中に引っ越し等で納付確認電子化に対応済みの都道府県ナンバーに変更した場合でも、納税証明書の提示が必要となります。）

富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

※これらの府県の多くにおいては、順次納付確認の電子化に対応予定です。詳細は各府県にお問い合わせください。